# 市町村下水道事業都費補助金交付要綱

6 下流技計第 526 号
令和 7 年 3 月 31 日

第１　目的

この要綱は、東京都内の市町村（市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施する下水道事業に要する経費について、東京都（以下「都」という。）が交付する補助金の補助対象、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

第２　補助対象事業

この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる下水道事業のうち、市町村が実施するものとする。

１　公共下水道事業

（１）管渠及び管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設の設置・改修及び当該設置・改修に要する調査設計、委託、用地の取得等

（２）ポンプ場施設及びポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設の設置・改修及び当該設置・改修に要する調査設計、委託、用地の取得等

（３）終末処理場及び終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設の設置・改修及び当該設置・改修に要する調査設計、委託、用地の取得等

（４）終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設の設置・改修及び当該設置・改修に要する調査設計、委託、用地の取得等

２　都市下水路事業

開渠にあっては上幅 1.0 メートル以上のものの設置とし、暗渠にあっては内径又は内法 0.7 メートル以上のものの設置とする。

３　特定環境保全公共下水道事業

第２・１（１）から（４）までに同じ。

第３　補助対象事業費及び補助率

都費による補助金の交付額及び補助率は、次のとおりとする。

１　補助対象事業費

（１）交付対象事業等

交付対象事業等（社会資本整備総合交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金又は国庫補助金（以下「交付金等」という。）の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）に係る交付金等の交付基本額（国庫補助金の場合にあっては補助基本額）

（２）市町村が単独で行う事業

第２・１から３までに規定する補助対象事業に係る事業費の全額

（３）第２・１（３）に規定する公共下水道事業

交付対象事業等となる公共下水道終末処理場建設（改築及び更新を除く。）に係る元金償還金

２　補助率

都は、予算の範囲内において、次の表に定める補助率を限度として、補助を行うものとする。

| 補助対象事業 | 補助対象事業費に対する補助率 |
|---|---|
| （１）国費率（補助率）が２分の１以下の交付対象事業等の場合 | 100 分の 2.5 以内 |
| （２）国費率（補助率）が２分の１以下の交付対象事業等の場合、かつ、市町村下水道強靭化事業の場合 | 100 分の 25 以内 |
| （３）国費率（補助率）が 10 分の 5.5 の交付対象事業等の場合 | 100 分の 2.25 以内 |
| （４）国費率（補助率）が 10 分の 5.5 の交付対象事業等の場合、かつ、市町村下水道強靭化事業の場合 | 100 分の 22.5 以内 |
| （５）市町村が単独で行う事業の場合 | 100 分の 2.5 以内 |
| （６）市町村が単独で行う事業の場合、かつ、市町村下水道強靭化事業の場合 | 100 分の 50 以内 |
| （７）要綱第３・１（３）に規定する元金償還金の場合 | 100 分の 25 以内 |

第４　交付申請

１　市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第１号様式）により知事に申請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市町村は、第３・１（３）に規定する元金償還金について補助金の交付を受けようとするときは、当該元金償還金の償還時に交付を申請するものとする。ただし、市町村は、当該補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ当該元金償還金の起債年度において別記第６号様式を提出していなければならない。

第５　交付決定及び通知

１　知事は、第４・１又は２の規定による申請があった場合において、当該申請に係る申請書及び関係書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第２号様式により市町村に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

第６　内容の変更

１　第５・１の規定による補助金の交付決定の通知を受けた市町村は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、補助金交付決定額の変更申請書（別記第３号様式）により知事に申請するものとする。ただし、次に掲げる事項の変更については、この限りでない。

（１）経費の配分の軽微な変更

本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費又は船舶及機械器具費の相互間における流用で、流用先の経費の３割以内の額の変更となるもの

（２）内容の軽微な変更（補助金の額に変更を生じないものに限る。）

ア　都費補助金の交付決定を受けた内容から著しい変更を生じないもの

イ　用地費及補償費の費目に係るもので都市計画事業の認可区域内における施行箇所及び施行数量の変更又は物件移転補償について１件当たり 1,000 万円以下の移転工法の変更

（３）請負工事の場合の請負差金を生じた場合における本工事費の減額

（４）用地費及補償費の用地単価の差金による減額

２　知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定の内容を変更することができる。この場合において、知事は、当該変更について別記第４号様式により市町村に通知するものとする。

第７　実績報告

市町村は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る都の会計年度が終了したときのいずれか早い日までに、当該補助事業に係る実績報告書（別記第５号様式）に関係書類を添えて知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

第８　補助金額の決定等

１　知事は、第７の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書、必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに市町村に通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた市町村は、確定した補助金の請求について、請求書（別記第７号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

第９　補助金の交付

この補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、都の会計年度が終了するときまでに当該補助事業が完了しない場合には、都の会計年度が終了するときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

第 10　財産処分の承認

補助金等交付財産の財産処分については、原則として、補助金等交付財産の財産処分承認基準（令和元年 10 月 18 日付 31 財主財第 140 号）の定めるところによる。

第 11　他の規程との関係

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び市町村下水道強靭化事業制度要綱（令和７年３月 31 日付６下流技計第 526 号）の定めるところによる。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　第３・１（３）の規定は、平成 11 年度以降に起債したものについて適用する。ただし、平成 11 年度及び平成 12 年度に起債したものについては、特例措置分を除く。

３　第９の規定により交付する補助金で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定めるところにより補助金を交付する。

（１）用地買収に対する補助金

都の会計年度が終了するときまでに所有権移転登記が完了した部分のみに関し、用地の引渡し状況に応じた額を交付する。

（２）用地取得に伴う補償に対する補助金

移転又は立ち退き完了後に交付する。ただし、都の会計年度が終了するときまでに移転又は立ち退きが完了しない場合は、当該移転又は立ち退きに係る契約の締結の相手方に対して市町村が支払った前払金の支払状況に応じた額を交付する。

別記

第１号様式（要綱第４）

記　　号　　番　　号

年　　月　　日

東京都知事　殿

市町村長名

年度市町村下水道事業補助金交付申請書

年度市町村下水道事業について補助金の交付を受けたいので、要綱第４の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の名称

（１）事業名

（２）施設名

２　補助事業の目的及び内容

（１）目的

（２）内容

（３）都市計画決定の年月日及び告示番号

（４）都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

３　補助事業の完了予定期日

年　　月　　日

４　交付申請額

金　　円

5　交付申請額の算出方法

（単位：円）

| 区分 | 全体事業費 | | | 控除額 | 補助基本額 | 都費補助率 | 都費補助金 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | 内訳 | 本工事費 | | | | | | |
| | | 付帯工事費 | | | | | | |
| | | 測量設計費 | | | | | | |
| | | 用地費及補償費 | | | | | | |
| | | 船舶及機械器具費 | | | | | | |

6　起債元金償還表（要綱第３・１（３）の該当事業のみ）

別表のとおり

添付書類

1　財源内訳表

2　図面　補助金を充てて施工しようとする補助対象事業の概要を示す図面

3　用地買収又は物件移転の場合は、次に掲げる書類

（1）用地買収の場合　土地買収費等明細表及び用地の鑑定評価書

（2）物件移転の場合　物件移転の補償費等明細表及び移転物件の写真

第２号様式（要綱第５）

記　　号　　番　　号
年　　月　　日

市町村長名　殿

東京都知事

年　　月　　日付　　第　　号で申請のあった　　年度市町村下水道事業都費補助金を、要綱第５の規定により下記のとおり交付する。

記

１　交付金額　　金　　円

２　補助対象事業

３　交付条件

（１）この事業に要する経費の配分、経費の使用方法等は、申請のとおりとする。

（２）この補助金は、上記事業の完了後に交付する。ただし、都の会計年度が終了するときまでに完了しない場合には、都の会計年度が終了するときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

（３）この補助金に関し、知事が必要あると認めたときは、この事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして、随時調査を行わせることがある。

（４）（３）の報告又は調査の結果、この補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。この命令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

（５）この補助金の交付の決定をした後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りではない。

（６）次に掲げる事項に該当する場合は、知事の承認を受けるものとする。ただし、要綱第６・１ただし書に該当する場合はこの限りではない。

ア　事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ　事業の内容を変更しようとするとき。

ウ　事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（７）この事業が都の会計年度が終了するときまでに完了しないとき又はこの事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（８）この事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る年度が終了したときのいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。この事業の廃止の承認をした場合もまた同様とする。

ア　事業の結果

イ　補助金に係る収支計算に関する事項

ウ　以上のほか知事が指示する事項

（９）（８）の実績報告書を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合には、補助金の額を確定し、通知する。

また、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

(10) この補助金の交付の決定後次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　この事業を中止し、又は廃止したとき。

エ　予定の期間内に事業に着手せず、又は竣工しないとき。

オ　以上のほか、この補助金交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

(11) この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金のある場合はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(12) この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年に日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満のは数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(13) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年に日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満のは数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(14) (13) により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額

の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(15) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときには、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

4　申請の撤回

この補助金交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後２週間以内に申請の撤回をすることができる。

第３号様式（要綱第６）

記　　号　　番　　号
年　　月　　日

東京都知事　殿

市町村長名

年度市町村下水道事業補助金交付決定額の変更申請書

　　年　　月　　日付　　第　　号で補助金の交付決定通知を受けた　　年度市町村下水道事業について交付決定額の変更を受けたいので、要綱第６の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

１　補助事業の名称
（１）事業名
（２）施設名

２　補助事業の目的及び内容
（１）目的
（２）内容
（３）都市計画決定の年月日及び告示番号
（４）都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

３　補助事業の完了予定期日
　　年　　月　　日

4　交付申請額

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 | ( | | ) | 円 | | |
| | | | | | | |

5　交付申請額の算出方法

（単位：円）

| 区分 | 全体事業費 | | 控除額 | 補助基本額 | 都費補助率 | 都費補助金 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ( ) | | ( ) | ( ) | | ( ) | |
| | | | | | | | |
| 内訳 | 本工事費 | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | |
| | | | | | | | |
| | 付帯工事費 | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | |
| | | | | | | | |
| | 測量設計費 | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | |
| | | | | | | | |
| | 用地費及補償費 | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | |
| | | | | | | | |
| | 船舶及機械器具費 | ( ) | ( ) | ( ) | | ( ) | |
| | | | | | | | |

6　起債元金償還表（要綱第３・１（３）の該当事業のみ）

別表のとおり

添付書類

1　財源内訳表

2　図面　補助金を充てて施工しようとする補助対象事業の概要を示す図面

3　用地買収又は物件移転の場合は、次に掲げる書類

（1）用地買収の場合　土地買収費等明細表及び用地の鑑定評価書

（2）物件移転の場合　物件移転の補償費等明細表及び移転物件の写真

記入要領

1　３以下に掲げる事項及び添付書類の数字については、変更前を上段（　　）として、変更後の内容を下段に記載のこと。

第４号様式（要綱第６）

記　号　番　号
年　月　日

市町村長名　殿

東京都知事

年　月　日付　第　号で申請のあった　年度市町村下水道事業都費補助金を、要綱第６の規定により下記のとおり交付金額を変更する。

記

１　変更前の交付金額　金　円
増減額　金　円
変更後の交付金額　金　円

２　補助対象事業

３　交付条件

（１）この事業に要する経費の配分、経費の使用方法等は、申請のとおりとする。

（２）この補助金は、上記事業の完了後に交付する。ただし、都の会計年度が終了するときまでに完了しない場合には、都の会計年度が終了するときまでに完了した部分に応じた額を交付するものとする。

（３）この補助金に関し、知事が必要あると認めたときは、この事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員をして、随時調査を行わせることがある。

（４）（３）の報告又は調査の結果、この補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずる。この命令に違反したときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

（５）この補助金の交付の決定をした後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りではない。

（６）次に掲げる事項に該当する場合は、知事の承認を受けるものとする。ただし、要綱第６・

１ただし書に該当する場合はこの限りではない。

ア　事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ　事業の内容を変更しようとするとき。

ウ　事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（７）この事業が都の会計年度が終了するときまでに完了しないとき又はこの事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（８）この事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る年度が終了したときのいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。この事業の廃止の承認をした場合もまた同様とする。

ア　事業の結果

イ　補助金に係る収支計算に関する事項

ウ　以上のほか知事が指示する事項

（９）（８）の実績報告書を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合には、補助金の額を確定し、通知する。

また、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

(10) この補助金の交付の決定後次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　この事業を中止し、又は廃止したとき。

エ　予定の期間内に事業に着手せず、又は竣工しないとき。

オ　以上のほか、この補助金交付の決定の内容若しくは条件その他法令又は知事の指示に違反したとき。

(11) この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金のある場合はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(12) この補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年に日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満のは数を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(13) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年に日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満のは数を切り捨てる。）を納付しなければ

ならない。

(14) (13) により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(15) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときには、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

4　申請の撤回

この補助金交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後２週間以内に申請の撤回をすることができる。

第５号様式（要綱第７）

記　　号　　番　　号
年　　月　　日

東京都知事　殿

市町村長名

年度市町村下水道事業実績報告書

年　　月　　日付　　第　　号ほか　件をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、要綱第７の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称
（１）事業名
（２）施設名

２　補助金の交付決定額及びその精算額
交付決定額　　金　　円
補助金精算額　　金　　円

３　補助事業の実施期間
着手　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

4　補助金精算調書

（単位：円）

| | 区分 | 全体事業費 | | | 控除額 | 補助基本額 | 都費補助率 | 都費補助金 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付決定内容 | | | | | | | | | |
| | | 内訳 | 本工事費 | | | | | | |
| | | | 付帯工事費 | | | | | | |
| | | | 測量設計費 | | | | | | |
| | | | 用地費及補償費 | | | | | | |
| | | | 船舶及機械器具費 | | | | | | |
| 実績 | | | | | | | | | |
| | | 内訳 | 本工事費 | | | | | | |
| | | | 付帯工事費 | | | | | | |
| | | | 測量設計費 | | | | | | |
| | | | 用地費及補償費 | | | | | | |
| | | | 船舶及機械器具費 | | | | | | |

5　起債元金償還表（要綱第３・１（３）の該当事業のみ）

別表のとおり

第６号様式（要綱第４）

記　　号　　番　　号
年　　月　　日

東京都知事　殿

市町村長名

年度公共下水道処理場建設事業起債償還額の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称
（１）事業名
（２）施設名

２　補助事業の目的及び内容
（１）目的
（２）内容
（３）都市計画決定の年月日及び告示番号
（４）都市計画事業認可の年月日、告示番号及び施行期間

３　事業の完了予定期日
年　　月　　日

4　事業費充当財源表

（単位：円）

| 事業費 | 事業費充当財源内訳 | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 交付金 | 都費補助金 | 都市計画税 | 受益者負担金 | 起債 | 一般財源 | 備考 |
| | | | | | | | |

5　起債元金償還表（要綱第３・１（３）の該当事業のみ）

別表のとおり

第７号様式（要綱第８）

# 請　　求　　書

| | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 請求金額 | | | | | | | | | | |

　　年　　月　　日付　　第　　号で補助金の額の確定通知のあった　　年度市町村下水道事業都費補助金を上記のとおり請求します。

年　　月　　日

東京都知事　　殿

市町村長名

（別表）起債元金償還表

（単位：円）

| 起債年度 | 起債額 | 償還額 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 償還額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 償還額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 償還額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※償還額が確認できる資料を添付すること。